

経営側の弁護士団体である『愛知県経営法曹団』による 企業法務セミナー [重要判例解説]

非正規の処遇について最高裁が初判断 今後の人事労務管理に与える影響を解説

政府が進める、正社員と非正規社員間の格差是正、“同一労働同一賃金”を目指した法改正が進む中、定年後再雇用者や有期契約社員の処遇に関して、本年6月1日に初めて最高裁が判断を示しました。

今後の定年後再雇用時の人事・賃金制度、非正規社員の活用において大きな影響を与える両判決のポイントについて、経営側の弁護士がわかりやすく解説します。

[長澤運輸事件]

定年後再雇用の嘱託者について労働契約法 20 条に違反するかどうか争われた例

輸送事業を営む会社を定年退職後に再雇用され、有期契約を締結したセメントのバラ積み車の乗務員である原告（嘱託社員）が、正社員（無期労働契約者）との間に不合理な労働条件の相違があるとして訴えた。

[ハマキョウレックス事件]

無期労働契約者のみに支給される手当の一部が労働契約法 20 条に違反するとされた例

輸送事業等を営む会社との間で、期間の定めのある労働契約を締結した原告（有期労働契約者）が、期間の定めのない労働契約を締結した労働者（正社員）と原告（有期労働契約者）の労働契約とを比較して不合理な相違があるとして訴えた。

※労働契約法 20 条：期間の定めのあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するルール

日時	平成30年9月7日（金） 13:30~16:30
場所	名古屋商工会議所ビル 3階 第5会議室 名古屋市中区栄2-10-19（地下鉄 東山・鶴舞線「伏見駅」⑤出口 徒歩5分）
講演者	愛知県弁護士会、愛知県経営法曹団所属 弁護士 土方 周二 氏（コーディネーター） 弁護士 加藤 大喜 氏 弁護士 鈴木 智洋 氏
内容 (予定)	1. 長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件 これまでの経過と最高裁判決のポイント (1) 事件の概要と争点 (2) 地裁・高裁判決の概要 (3) 最高裁判決の内容とポイント (4) 両判決が今後の人事労務管理に及ぼす影響 2. 事前質問への回答 参加者の方からいただいた事前質問に登壇弁護士がお答えいたします。 ※上記以外に、弁護士によるパネルディスカッション（事例研究）を設ける予定です。 ※内容は予定のため、変更する可能性があります。

参加のお申し込みは、ウェブサイトから、または裏面にご記入の上、FAXにてお送り下さい。

申し込み方法・FAX申込書

1. 申込先 : 愛知県経営者協会 会員サービス部
2. 申込方法 : ①ホームページからのお申込み ⇒ <http://www.aikeikyo.com>
②FAXによるお申込み(下記参照)
3. 参加費 : 愛知・岐阜・三重経協会員 一人 8,000 円(消費税込)
非会員・その他 一人 12,000 円(消費税込)
4. 参加費振込先: 三菱UFJ銀行 鶴舞支店(普)0587192「愛知県経営者協会」
※当日参加費をご持参いただく場合は、欄外にその旨ご記入ください。
※お申し込み受付後に請求書をお送りさせていただきます。
5. 注意事項 : ①キャンセルのご連絡は、9月3日(月)までをお願いします。9月4日(火)以降のキャンセルは、参加費を申し受けますのでご了承下さい。
②参加証は発行いたしません。当日、直接会場にお越しください。
③本申込書でご提供いただいた個人情報は、本セミナーの受講者資料として使用し、本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

企業法務セミナー(平成30年9月7日開催) 参加申込書

所属経営者協会(○をおつけ下さい。)		
愛知() 岐阜() 三重() 非会員・その他()		
会社名		
住所 〒		
連絡先 TEL () —		
請求書 ○をおつけ下さい。 必要() 不要()		
ご参加者氏名	部署名	役職名
①		
②		
③		
事前質問(本講座について、ご質問があれば、事前に以下の記入欄にご記入ください)		

※ご質問は出来る限り簡潔かつ具体的にご記入くださいますようご協力をお願いいたします。

※ご質問の受付は、8月24日(金)迄とさせていただきます。

⇒お申し込みは必要事項を記入の上、FAX **052-221-1935** へご送信下さい